

減免申請書の記載例

受付印		法人市民税 減免 申請書 （提出用）	
		令和 年 月 日	
神戸市市税事務所長 宛		神戸市の管理番号を記載してください。 (管理番号が分からない場合は結構です)	
		*マイナンバー制度の開始に伴い、従来の「法人番号」は「管理番号」と名称が変更されました。	
		管理番号	
法人の名称			
代表者(及び清算人)の氏名		法人番号	
市内の主たる事務所等の所在地		神戸市 区	
法人市民税の減免の適用を受けたいので、神戸市市税条例第34条の規定に基づき、申請します。			
1. 課税標準の算定期間（事業年度）		2. 納期限	
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで		令和 8 年 4 月 30 日	
3. 減免を受けようとする期間		申告税額の納期限を記載してください。	
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで			
4. 減免を受けようとする理由等		減免を受けようとする理由、減免割合については、欄外を参考にしてください。	
減免を受けようとする理由 [該当分を○で囲んでください]		○ 清算中 ・ 神戸市市税条例施行規則 第15条の2第（ ）項第（ ）号の法人	
表外（下）の※をご参照ください。			
5. 減免を受けようとする額・納付均等割額			
減免の対象となる均等割額（申告税額）		①	50,000 円
課税標準算定期間中に区内に事務所等が存した月数		②	12 月
当該事務所等について減免を受けようとする月数		③	12 月
予定・中間申告で減免された均等割額		④	0 円
減免される均等割額（①×③÷②×減免割合）- ④ *100円未満の端数切上げ		⑤	25,000 円
差引 納付均等割額（① - ⑤）		⑥	25,000 円

※(1) 次の法人等は、均等割額が全額免除になります。

- ・法人税割を課されない納税貯蓄組合、自治会等（神戸市市税条例施行規則第15条の2第4項(1)～(5)）
- ・収益事業を行わない特定非営利活動法人（同規則第15条の2第5項）
- ・収益事業を行わない非営利型一般社団（財団）法人、公益社団（財団）法人（同規則第15条の2第6項）

(2) 清算中の期間は、均等割額の1/2を減免します。(神戸市市税条例第33条第3項第1号)